

～ 建築士事務所に所属する建築士の方へ～

定期講習

一級建築士
二級建築士
木造建築士
構造・設備設計一級建築士

の受講はお済みですか？

建築士法の改正により、建築士事務所に所属するすべての建築士は、登録講習機関が行う定期講習を3年ごとに受講しなければなりません。

平成21年3月31日までに初回の講習を受講された方、また、平成24年3月31日時点で建築士事務所に所属されていた建築士の方は、**平成24年3月31日が定期講習の受講期限**となっていました。

受講義務があるにもかかわらず受講されていない場合は、懲戒処分の対象となる可能性がありますので、直ちに受講してください。

Q 定期講習は、どこで受講できるのか？

建築士の定期講習は国土交通大臣の登録を受けた講習機関が行っています。講習の日程、会場、申込み等については、下記の講習機関に直接、ご確認・お問い合わせください。

兵庫県内で定期講習を実施している登録講習機関

講習機関名	区分	ホームページ	電話番号
(財)建築技術普及教育センター	一級・二級・木造	http://www.jaeic.or.jp/	03-5524-3105
(株)日建学院	一級・二級	http://www.nik-g.com/	0120-243-229
(株)総合資格学院法定講習センター	一級・二級	http://www.shikaku-center.jp/	03-3340-2911
(株)ERI アカデミー	一級・二級	http://www.a-eri.co.jp/	03-5775-7848

Q 管理建築士講習を受講した場合も、定期講習の受講は必要？

管理建築士講習を受講済の場合であっても、これとは別に3年ごとの定期講習の受講が必要です。

Q 設計や工事監理を行わない場合でも、定期講習の受講は必要？

事務所経営に専念していたり、単なる庶務的な事務のみに従事したりするなど、建築士の資格を活用して設計・工事監理等の業務を全く行わない場合で、かつ所属建築士として登録されていないのであれば、定期講習は受講しなくてもよいこととなっています。

Q 一度、定期講習を受講すれば、次の受講期限は？

定期講習を受講した年度の翌年度の開始日から起算して3年以内に受講してください。

例えば、平成23年の6月に定期講習を受講した場合は、平成26年度末(平成27年3月31日)までに次の定期講習を受講すればよいことになります。

このチラシに関する
お問い合わせは...

兵庫県 県土整備部 住宅建築局 建築指導課 管理係
TEL 078-341-7711 (内 4713・4715)
E-mail kenchikushidouka@pref.hyogo.lg.jp